



専業主婦(主夫)の年金が改正されました

原則として20歳から60歳までのすべての方が「年金」に加入することになっていますが、会社員や公務員(第2号被保険者)に扶養されている配偶者(専業主婦は第3号被保険者)は、保険料を納める必要はありません。

ただし、夫が退職した場合や、妻自身の年収が増えたときなどは、届出(第3号被保険者から第1号被保険者への変更届)をして保険料を納めなくてはなりません。この届出が2年以上遅れたことがある方は、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。しかし、専業主婦の年金が改正され、このような方が手続きをすれば、「未納期間」を「受給資格期

間」に算入できるようになりました。

手続きをすれば、無年金や年金の減額を防ぐことができます。

無年金から年金受給に

年金を受け取るためには、一定の「受給資格期間」(保険料を納めている期間など)が必要です。手続きをすれば、「未納期間」が「受給資格期間」に算入できるようになりますので、老齢年金だけではなく、万一の時の障害・遺族基礎年金の受給権確保につながります。※障害・遺族基礎年金の「受給資格期間」については、特例措置がありますので、詳しくは年金事務所にお問い合わせください。万一に備えて手続きはお早めにお願います。

保険料納付で年金額アップ!

手続きをすれば、本来はさかのぼって払うことができなかった期間の保険料を納付することができます。このようになります(最大10年分)。保険料を納めれば、年金額が増えます。

平成27年4月から保険料の納付ができるようになります。手続

きをした方に、平成27年4月に向けて保険料納付のご案内が郵送される予定です。

詳しくは旭川年金事務所にお問い合わせください。

保険料の納付が困難なときは

経済的な理由などによって国民年金保険料を納められない場合は、保険料が免除されます。申請免除は、免除の申請を行い、本人・世帯主・配偶者の所得や失業、災害などの状況について審査と承認を経たうえで保険料が免除される制度で、全額免除と一部免除があります。

全額免除・一部免除

申請免除には、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除があります。申請者本人・世帯主・配偶者の所得に応じてこれらの免除をうけられます。

全額免除や一部免除には前年の合計所得が一定以下であることも条件のひとつとなります。下の表が免除を受けられる所得の目安となっています。

世帯構成	全額免除	一部免除		
		3/4 免除 (1/4 納付)	半額免除 (半額納付)	1/4 免除 (3/4 納付)
4人世帯 (夫婦+子ども2人)	162万円	192万円	232万円	272万円
3人世帯 (夫婦のみ)	92万円	116万円	156万円	196万円
単身世帯	57万円	78万円	118万円	158万円

※右記の金額はあくまでも目安であり、扶養人数などによって変わることがあります。

◇お問い合わせ先

日本年金機構 旭川年金事務所
 (電話) 0166-72-5002
 住民課 戸籍年金医療グループ
 (電話) 34-2121内線413